

真野浄水場更新改良及び
水道施設運転維持管理事業

運転維持管理業務委託契約書（案）

令和 7 年 1 月 1 7 日

大津市企業局

（令和 7 年 3 月 1 9 日修正）

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
運転維持管理業務委託契約書¹**

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 事業名 | 真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 |
| 2 | 事業場所 | 滋賀県大津市 |
| 3 | 契約金額 | 金〇〇円
(うち消費税額及び地方消費税額〇〇円)
ただし、この契約に定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。 |
| 4 | 契約期間 | 本契約の締結の日から令和18年3月31日まで |
| 5 | 契約保証金 | 第4条に規定するとおり |
| 6 | 支払条件 | 本契約書中に記載のとおり |

大津市（以下「市」という。）と〇〇（以下「運転事業者」という。）は、真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業（以下「本事業」という。）に関して、市と〇〇〇〇グループ（〇〇〇〇（以下「代表企業」という。）、〇〇〇〇及び〇〇〇〇によって構成される企業グループをいい、以下、当該企業グループを構成する企業を総称して、又は個別に「構成企業」という。）との間で締結した令和〇年〇月〇日付け〇〇基本契約書（以下「基本契約」という。）第7条第2項の規定に従い、本事業の事業契約の一部として、各々対等な立場における合意に基づいて、この契約条項に定めるところに従い、公正な契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結を証するため、本書〇通を作成し、市及び運転事業者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

市	大津市御陵町3番1号 大津市 大津市公営企業管理者	南堀弘印
---	---------------------------------	------

運転事業者	[所在地] [名称] [代表者 役職 氏名]
-------	------------------------------

¹ この契約書（案）は、優先交渉権者が企業グループである場合の案であり、単独企業又は運転維持管理業務について共同企業体を組成しない場合である場合は適宜変更を行う。

第1章 総 則

(本契約の目的及び解釈)

- 第1条 本契約は、本事業の運転維持管理業務に関して、当事者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な合意事項について定めることを目的とする。
- 2 別段の定めのある場合を除き、本契約において用いられる用語は、別紙1において定められた意味を有する。
- 3 本契約における各条項の見出しは、参照のための便宜のものであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

(公共性及び民間の趣旨の尊重)

- 第2条 運転事業者は、本事業の対象である水道施設が高度な公共性を有すること並びに本事業が水道事業の経営基盤の強化、水道システムの再構築及び水道施設の耐震化を図るために計画されたものであることを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 市は、本事業が民間企業によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(本事業の概要)

- 第3条 本事業は、更新改良業務、運転維持管理業務その他これらに付帯し関連する一切の業務から構成される。
- 2 運転事業者は、法令等を遵守の上、本契約、基本契約、要求水準書、その他募集要項等及び事業提案書に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本事業の運転維持管理業務その他これらに付帯し関連する一切の業務を遂行しなければならない。

(契約の保証)

- 第4条 運転事業者は、本契約の締結日から事業期間終了までの間、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金及び違約金の支払を保証する市が確実と認める金融機関の保証
- (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下本条において「保証の額」という。）は、当該年度のサービス対価A、サービス対価B、サービス対価C及びサービス対価Dの支払予定額の合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とす

る。以下本条において「運転維持管理保証基準額」という。)の100分の5以上の金額としなければならない。

- 3 運転事業者が第1項第2号又は第3号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第46条第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、運転事業者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金の全部又は一部に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 第2項に規定する運転維持管理保証基準額の変更があった場合には、保証金額が変更後の運転維持管理保証基準額の100分の5に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、運転事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

(許認可及び届出等)

第5条 本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、運転事業者が自己の責任及び費用により取得するものとする。また、運転事業者が本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出及び報告は、運転事業者がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、市が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、市が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について運転事業者の協力を求めた場合には、運転事業者はこれに応じるものとする。

- 2 市は、運転事業者が市に対して書面により要請した場合、運転事業者による許認可の取得について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 3 運転事業者は、第1項ただし書に規定する場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下本条において同じ。)を負担するものとする。
- 4 市が、その単独申請又は届出に係る許認可の取得又は届出若しくは報告を遅延した場合又は市が第2項の協力を怠ったことにより運転事業者が申請すべき許認可の取得又は届出若しくは報告が遅延した場合、市は、運転事業者に対し、当該遅延により運転事業者が生じた損害を合理的な範囲で賠償する。
- 5 運転事業者は、本事業の実施に係る許認可の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、事業期間終了時に市に提出するものとする。
- 6 運転事業者は、本事業の実施に係る許認可の原本を保管し、市の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付の写しを市に提出するものとする。

(契約の構成及び優先関係)

第6条 本契約は、基本契約、要求水準書、その他募集要項等及び事業提案書と一体の契約

であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。

- 2 基本契約、本契約、要求水準書、その他募集要項等、事業提案書の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用されるものとする。
- 3 前項の各書類間で疑義が生じた場合は、市及び運転事業者間で協議の上、記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、事業提案書に記載された性能又は水準の内容が、要求水準書に記載されたそれを上回るときは、その限度で事業提案書の内容を優先するものとする。

(運転事業者の責任等)

第7条 運転事業者は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本事業の運転維持管理業務その他これらに附帯し関連する一切の業務の実施に係る全ての責任を負うものとし、その実施に関連する一切の費用は、本契約において特に市が負担するものと定める費用を除き、全て運転事業者が負担する。

- 2 本事業の運転維持管理業務その他これらに附帯し関連する一切の業務に関する運転事業者の資金調達は、全て運転事業者が自己の責任及び費用において行うものとする。
- 3 本契約に別段の定めのある場合を除き、運転事業者の本事業実施に関する市による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾若しくは立会い又は運転事業者から市に対する通知、報告若しくは説明を理由として、運転事業者は、いかなる本契約上の運転事業者の責任をも免れず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾若しくは立会い又は通知、報告若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。
- 4 運転事業者は、共同企業体の構成員及び協力企業の全てを管理監督し指導するものとし、本事業遂行上の市の意向を、共同企業体の構成員及び協力企業全体に周知徹底させるものとする。
- 5 運転事業者が共同企業体を結成している場合においては、市は、本契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、市が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、運転事業者は市に対して行う本契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 6 本契約における運転事業者の市に対する債務は、全て運転事業者（共同企業体における構成員を含む。）の連帯債務とする。

(市が実施する業務との調整等)

第8条 運転事業者は、本事業に関連して市がその責任及び費用において行う運転維持管理対象施設に係る業務、市が管理するその他の水道施設の運転維持管理等又は関連工事

と、運転事業者の業務が密接に関連する場合において、市が必要があると認めるときは、スケジュールの調整その他市の実施する業務に対して協力し、便宜を提供しなければならない。

2 前項の協力及び便宜の提供に要する費用は、運転事業者の負担とする。

(貸与品)

第9条 市は、市が必要と認めた場合、運転維持管理対象施設の完成図書、機械器具、関係書類、工具、試験機器その他の備品・物品等を、それぞれ運転事業者に無償で貸与する。

2 運転事業者は、前項により市が貸与するものの引渡しを受けたときは、速やかに市に借用書を提出しなければならない。

3 運転事業者は、貸与を受けたものを、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 運転事業者は、業務の完了、本契約の終了等によって貸与を受けたものが不要となったときは、直ちにこれを市に返還しなければならない。

5 運転事業者は、故意又は過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(運転事業者の誓約事項等)

第10条 運転事業者は、事業期間中、本事業の運転維持管理業務に関する各業務を委託し、又は請け負わせる協力企業との間で、それぞれ当該業務の委託又は請負に関する業務委託契約、請負契約又はこれらに代わる覚書等を締結するものとし、締結後速やかに当該契約書等の写しを市に提出しなければならない。また、当該契約書等を変更した場合、変更後速やかにその変更後の契約書等の写しを市に提出しなければならない。

2 運転事業者は、本契約に規定する運転事業者の義務の履行が終了し、かつ本契約終了後1年を経過する日まで解散してはならない。ただし、第48条第13項(第49条第4項により準用する場合を含む。)に定める改修等の義務を市が承諾する者に引き受けさせたときはこの限りでない。

(業務に従事する作業員の健康診断)

第11条 運転事業者は、水道法(昭和32年法律第177号)第21条に基づき、本事業の業務に従事する作業員について、環境省令の定めるところにより定期及び臨時の健康診断を行うものとし、これに関する記録を作成し、市に報告するとともに、保存しなければならない。

(措置請求)

- 第12条 市は、基本契約第4条第2項に定める総括代理人がその職務（第19条第2項に定める業務責任者と兼任する総括代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適當と認められるとき、又は、運転事業者が本事業を実施するため使用している下請負人、労働者等で本事業に係る業務の実施又は管理につき著しく不適當と認められるものがあるときは、運転事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 運転事業者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に市に通知しなければならない。
- 3 運転事業者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 市は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に運転事業者に通知しなければならない。

(監督員)

- 第13条 市は、本契約に関して監督員を置くことができる。市が監督員を置いたときは、その氏名を運転事業者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、本契約のほかの条項に定めるもの及び本契約に基づく市の権限とされる事項の内、市が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 本契約の履行についての運転事業者又は基本契約第4条第2項に定める総括代理人に対する指示、承認、承諾又は協議
- (2) 要求水準書に基づく運転維持管理業務の実施状況の検査（確認を含む。）
- 3 市は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本契約に基づく市の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を運転事業者に通知しなければならない。
- 4 第2項第1号の規定に基づく監督員の指示、承認又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 市が監督員を置いたときは、本契約に定める催告、請求、勧告、通知、確認、報告、申出、承認、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、運転事業者が行う催告、請求、勧告、通知、確認、報告、申出、承認、承諾及び解除は、監督員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。

第2章 運転維持管理業務

第1節 運転維持管理業務開始前準備等

(運転維持管理業務開始前の業務引継ぎ)

第14条 運転事業者は、運転維持管理業務開始予定日までに、要求水準書に従って、市が指定する者から、運転維持管理対象施設の運転管理及び保全管理等に係る業務引継ぎを受け、マニュアルその他必要な資料の確認及び運転維持管理業務に係る留意事項の確認を行わなければならない。

2 前項の業務引継ぎに係る費用は、運転事業者の負担とする。

(運転維持管理業務開始前の機能確認)

第15条 市及び運転事業者は、運転維持管理業務開始予定日までに、要求水準書に従って、運転維持管理対象施設の機能確認を行い、施設機能確認書を作成するものとする。

2 前項による機能確認の結果、既存施設に関して、要求水準書若しくはその他募集要項等において明示されていない又は要求水準書若しくはその他募集要項等に明示されていた事実と異なる瑕疵（機能の不備を含み、要求水準書、その他募集要項等及び現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。）が存在し、運転事業者が本契約及び要求水準書に従って本事業を実施することが困難な場合又は運転事業者が本事業を実施することができても運転事業者に著しい損害（当該瑕疵への対応に要する増加費用を含む。以下本条において同じ。）が発生することが判明した場合、市は、市の費用負担で当該瑕疵の修補を行い、機能を回復させなければならない。

3 前項の修補後速やかに、市及び運転事業者は、当該修補部分についての機能確認を行い、運転事業者は施設機能確認書を修正しなければならない。

4 第2項にかかわらず、市は、同項の瑕疵が判明した運転維持管理対象施設の修補を行わないことができる。この場合、修補を行わない運転維持管理対象施設の瑕疵に起因して運転事業者に損害が発生した場合、市は、合理的な範囲における当該損害を負担するものとする。

(運転維持管理マニュアル等の提出)

第16条 運転事業者は、別途市が指定する場合を除き、運転維持管理業務開始予定日の30日前までに、要求水準書に従って、運転維持管理対象施設を安全かつ安定的に運転維持管理するために必要な作業要領、運転操作マニュアル、水質管理マニュアル、手順書、BCP（事業継続計画）、危機管理マニュアルその他各種マニュアル（以下「運転維持管理マニュアル等」という。）を作成し、市に提出し、市の承諾を得るものとする。

- 2 運転事業者は、運転維持管理マニュアル等の内容を変更又は改定しようとするときは、事前に市に提出し、市の承諾を得なければならない。
- 3 市は、前2項の規定に基づき提出された運転維持管理マニュアル等が本契約、要求水準書、その他募集要項等、事業提案書及び関係法令等を遵守しているかを確認し、提出から合理的期間内に、運転事業者に対して当該運転維持管理マニュアル等を承諾する旨を通知又は承諾しない旨を不適切な部分及び理由を指摘して通知する。
- 4 運転事業者は、前項に定める承諾しない旨の通知を受けた後速やかに、市に対して協議を申し入れることができる。市は、かかる協議の結果に基づき運転維持管理マニュアル等の変更が必要と判断した場合には、運転事業者に対して運転維持管理マニュアル等の変更を指示する。なお、前項の通知後速やかに運転事業者が市に対して協議を申し入れなかった場合は、市が運転事業者に対して運転維持管理マニュアル等の変更の指示を行ったものとみなす。
- 5 運転事業者は、前項による市の指示を受けた日から合理的期間内に、自らの責任及び費用により運転維持管理マニュアル等を変更し、市の承諾を得なければならない。
- 6 運転事業者は、運転維持管理マニュアル等の作成、変更又は改定にあたっては、市の方針及び施策との整合に留意するものとする。
- 7 運転事業者は、各更新改良施設の運転維持管理業務の開始予定日の30日前までに、当該施設の運転維持管理業務に係る運転維持管理マニュアル等の内容を見直し、必要な変更又は改定をしなければならない。この場合、前5項の規定を準用する。

(業務履行計画書等の提出)

- 第17条 運転事業者は、運転維持管理業務開始予定日の30日前までに、要求水準書及び事業提案書に従って、事業期間中の運転維持管理業務履行の全体計画を記載する業務履行計画書及び3事業年度（ただし、当該運転維持管理業務終了予定日の属する事業年度から遡って5事業年度以下となる場合には、運転維持管理業務終了予定日の属する事業年度までの期間をいう。以下「中期事業期間」という。）の運転維持管理業務履行の方針を具体的に記載する中期業務履行計画書（以下これらを総称して「業務履行計画書等」という。）を作成して市に提出し、市の承諾を得るものとする。
- 2 運転事業者は、運転維持管理期間中、前項の中期業務履行計画書を作成し、当該各中期事業期間開始の30日前までに（ただし、運転維持管理業務開始予定日の属する事業年度については前項の期限までに）、市に提出して市の承諾を得るものとする。
 - 3 市は、業務履行計画書等に関して意見を述べることができ、運転事業者はかかる意見を尊重し必要に応じて業務履行計画書等の見直しを行わなければならない。
 - 4 運転事業者が業務履行計画書等の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく市と協議し、あらかじめ市の承諾を得なければならない。

- 5 運転事業者は、各更新改良施設の運転維持管理業務の開始予定日の30日前までに、当該施設の運転維持管理業務に係る業務履行計画書等の内容を見直し、必要な変更又は改定をしなければならない。この場合、前2項の規定を準用する。

(業務実施計画書等の提出)

第18条 運転事業者は、運転維持管理期間中、要求水準書、事業提案書、運転維持管理マニュアル等及び業務履行計画書等に従って、当該事業年度に係る運転維持管理業務の年間計画を記載した年間業務実施計画書を各事業年度が開始する14日前（ただし、運転維持管理業務開始予定日の属する事業年度については運転維持管理業務開始予定日の30日前）までに、当月の業務実施の方針を具体的に示す月間業務実施計画書を毎月当該月間業務実施計画書の対象期間開始の7日前までに（以下「年間業務実施計画書」及び「月間業務実施計画書」を総称して「業務実施計画書等」という。）それぞれ作成又は更新して市に提出し、市の承諾を得るものとする。

- 2 市は、業務実施計画書等に関して意見を述べることができ、運転事業者はかかる意見を尊重し必要に応じて業務実施計画書等の見直しを行わなければならない。
- 3 運転事業者が業務実施計画書等の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく市と協議し、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
- 4 運転事業者は、各更新改良施設の運転維持管理業務の開始予定日の30日前までに、当該施設の運転維持管理業務に係る業務実施計画書等の内容を見直し、必要な変更又は改定をしなければならない。この場合、前2項の規定を準用する。

(業務実施体制の整備)

第19条 運転事業者は、運転維持管理業務開始予定日までに、要求水準書及び事業提案書に従って、それぞれの運転維持管理業務の実施に必要な人員を確保し、かつ、運転維持管理マニュアル等により運転維持管理業務を遂行するために必要な教育及び訓練等を行わなければならない。

- 2 運転事業者は、運転維持管理業務開始予定日の30日前までに、要求水準書及び事業提案書に従って、運転維持管理業務全般を統括し、市、共同企業体の構成員、関係機関等及び協力企業との調整を行うための業務責任者1名、業務責任者を補佐する業務副責任者、化学・機械・電気いずれかの専門分野における業務の責任者である作業責任者及びその他の運転維持管理業務に従事する者（以下これらを総称して「運転維持管理業務従事職員等」という。）を選任して業務実施体制を整え、運転維持管理業務従事職員等の氏名、その者の所属する企業名、保有する資格等必要な事項を記載した業務責任者選任届及び業務従事者選任届を作成して市に提出し、その確認を受けるものとする。
- 3 前項の運転維持管理業務従事職員等の階級及び資格等の基準は、要求水準書及び事業

提案書に定めるとおりとし、運転事業者は、法令等、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者を兼任させることができる。

- 4 運転事業者は、第1項に規定するところの教育及び訓練等を完了し、かつ、要求水準書及び事業提案書に従って運転維持管理業務の実施体制及び管理体制を整備の上で運転維持管理業務の遂行を開始することが可能となった時点において、市に対して通知するものとする。
- 5 市は、前項に規定するところの通知を受領した後、運転維持管理業務開始予定日までに、任意の方法により、要求水準書及び事業提案書に従った運転維持管理業務の実施体制が整備されていることを確認することができる。
- 6 運転事業者は、運転維持管理業務従事職員等に異動があった場合、その都度市に届出なければならない。この場合における届出は、最新の名簿を添えて異動のある運転維持管理業務従事職員等を書面で通知することにより行うものとする。
- 7 業務責任者の職務の執行等について、第12条各項の規定を準用する。この場合において、第12条第1項のうち、「基本契約第4条第2項に定める総括代理人がその職務（第19条第2項に定める業務責任者と兼任する総括代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるとき、又は、」とあるのは、「業務責任者がその職務（業務副責任者又は作業責任者と兼任する業務責任者にあつては、その者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるとき、又は、業務副責任者若しくは作業責任者（これらの者と業務責任者を兼任する者を除く。）その他」と読み替えるものとする。
- 8 運転事業者は、各更新改良施設の運転開始予定日の30日前までに、当該施設の運転維持管理業務に係る業務実施体制を見直し、当該施設の運転維持管理業務の実施に必要な人員を確保し、かつ必要な教育及び訓練等を完了しなければならない。この場合、第4項のうち「第1項に規定するところ」は「第8項に規定するところ」、同項のうち「運転維持管理業務の遂行を開始」は「運転を開始する各更新改良施設に係る運転維持管理業務の遂行を開始」と読み替え、第5項のうち「運転維持管理業務開始予定日までに」は「各更新改良施設の運転維持管理業務の開始予定日の30日前までに」と読み替えて、第4項及び第5項の規定を準用する。

（運転維持管理期間中の保険）

- 第20条 運転事業者は、運転維持管理期間中、自己の責任及び費用において、別紙2に定める保険に加入しなければならない。
- 2 運転事業者は、前項の規定により自ら保険契約を締結したときは、保険契約締結後速やかにその保険証券の写しを市に提出しなければならない。また、当該保険契約を変更したときは、その変更後の保険証券の写しを、変更後直ちに市に提出しなければならない。

- 3 運転事業者は、各更新改良施設の運転維持管理業務の開始予定日までに、当該施設の運転維持管理業務に係る別紙2に定める保険に加入しなければならない。この場合、前項の規定を準用する。

(運転維持管理業務の開始条件)

第21条 運転事業者は、運転維持管理業務開始予定日までに、次に掲げる運転維持管理業務の開始条件を充足しなければならないものとする。

- (1) 第14条第1項に規定する業務の引継ぎの完了
- (2) 第15条第1項に規定する施設機能確認書の作成完了
- (3) 第16条第1項に規定する市の承諾を得た運転維持管理マニュアル等の提出
- (4) 第17条第1項に規定する市の承諾を得た業務履行計画書等の提出
- (5) 第18条第1項に規定する市の承諾を得た初年度の業務実施計画書等の提出
- (6) 第19条に定める業務実施体制の整備
- (7) 第20条第1項に規定する保険への加入

- 2 運転事業者は、前項に規定する開始条件のいずれか1つでも充足されない場合には、運転維持管理業務を開始することができないものとする。ただし、当該開始条件のいずれかが充足されない場合であっても、市が認めた場合（運転事業者が要請し、市が認めた場合に限る。）には、運転事業者は、運転維持管理業務を開始することができるものとする。
- 3 運転事業者は、運転事業者が本契約上の義務不履行がない場合であって、かつ、運転維持管理業務開始予定日までに第1項に規定する開始条件（前項ただし書により市が充足しないことを認めた条件を除く。以下本項において同じ。）が全て充足された場合は、運転維持管理業務開始予定日をもって運転維持管理業務開始日として、同日より運転維持管理業務を実施する。ただし、第1項に規定する開始条件のいずれかが運転維持管理業務開始予定日までに充足されなかった場合は、運転事業者は、全て充足された日以降の市と別途協議する日を運転維持管理業務開始日として、同日より運転維持管理業務を実施するものとする。

(運転維持管理業務の開始遅延)

第22条 運転事業者は、運転維持管理業務開始予定日までに、前条第1項に規定する開始条件（同条第2項ただし書により市が充足しないことを認めた条件を除く。）を全て充足させ、運転維持管理業務を開始しなければならない。

- 2 運転事業者は、運転維持管理業務開始日が運転維持管理業務開始予定日より遅延することが見込まれる場合には、速やかに、当該遅延の原因及びその対応計画を市に通知しなければならない。
- 3 運転事業者は、前項に規定する対応計画において、運転維持管理業務の速やかな開始に

向けての対策及び想定される運転維持管理期間の開始までの予定を明らかにしなければならない。

- 4 市は、次の各号に掲げる場合であって、運転維持管理業務開始日が運転維持管理業務開始予定日より遅延するときは、同遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。

(1) 市の責めに帰すべき事由による場合

(2) 運転維持管理対象施設に関して、要求水準書若しくはその他募集要項等において明示されていない事由による瑕疵（要求水準書、その他募集要項等及び現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。以下本項において同じ。）があった場合

(3) 運転維持管理対象施設に関して、要求水準書若しくはその他募集要項等に明示されていた事実と異なる事由による瑕疵がある場合

- 5 運転事業者の責めに帰すべき事由によって、運転維持管理業務開始日が運転維持管理業務開始予定日より遅延する場合には、運転事業者は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、運転維持管理業務開始予定日から実際の運転維持管理業務開始日までの期間について、運転維持管理業務開始予定日の属する事業年度のサービス対価の支払予定額の合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。）につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和25年法律第256号）第8条第1項に基づき財務大臣の決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）を乗じて計算した額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて年365日の日割計算により、直ちに市に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える損害があるときは、運転事業者はそれらを負担し、市に支払うべきものがあれば、直ちに市に対して支払うものとする。

- 6 法令変更又は不可抗力によって、運転維持管理業務開始日が運転維持管理業務開始予定日より遅延する場合は、第5章の規定に従う。

第2節 運転維持管理業務の実施

（運転維持管理業務の実施）

- 第23条 運転事業者は、運転維持管理期間中、法令等を遵守の上、本契約、要求水準書、その他募集要項等、事業提案書、運転維持管理マニュアル等、業務履行計画書等及び業務実施計画書等に従い、要求水準を満たすよう、運転維持管理業務を実施しなければならない。ただし、運転事業者は、運転維持管理業務を実施した結果、運転維持管理対象施設が要求水準を満たさなくなった場合に、運転維持管理マニュアル等、業務履行計画書等、業務実施計画書等に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(運転維持管理業務の第三者による実施)

第24条 運転事業者は、協力企業を除き第三者に運転維持管理業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせてはならない。

2 運転事業者は、運転維持管理業務の一部を協力企業以外の第三者に委託し又は請け負わせようとするときは、事前に当該第三者の商号又は名称その他必要な事項を市に通知し、その承諾を受けるものとする。当該通知事項に変更があったときは、受注者は、直ちに変更届書を市に提出しなければならない。

3 運転事業者は、運転維持管理業務の一部を第三者（協力企業を含む。）に委託し又は請け負わせようとするときは、当該第三者（協力企業を含む。）に対し、運転事業者から委任を受け又は請け負った運転維持管理業務を更に第三者に一括して請け負わせることを禁止しなければならない。また当該受任者から更に第三者に運転維持管理業務を委任又は請け負わせようとするときは、当該再受任者に対し前2項の規定に準じ適切な措置を講じさせなければならない。

4 運転維持管理業務の実施に関する第三者（協力企業を含む。）の使用は、全て運転事業者の責任において行うものとし、運転維持管理業務の実施に関して運転事業者又は運転事業者が使用する一切の第三者（協力企業を含む。）の責めに帰すべき事由は、全て運転事業者の責めに帰すべき事由とみなして、運転事業者が責任を負う。

(運転維持管理業務に係るユーティリティ)

第25条 運転維持管理業務に必要な電力、上下水道及びガスについては、要求水準書の定めるところに従い市が契約し、その費用を負担する。その他のユーティリティ（燃料、薬品、通信等）については、要求水準書に定めのない限り運転事業者が自己の責任及び費用で調達しなければならない。

(浄水場発生土資源化業務)

第26条 運転事業者は、運転維持管理業務に関し、要求水準書及び事業提案書に従って、浄水場発生土資源化業務を行わなければならない。

2 前項の浄水場発生土資源化業務に係る費用は、電力及び作業用水の費用を除き、運転事業者の負担とする。なお、脱水機の支障又は原水水質の変動により、浄水場発生土が植栽用人工土壌の基準値を満たすことができない場合、浄水場発生土を産業廃棄物として処分する費用は市の負担とする。

(各更新改良施設の補修・修繕業務)

第27条 運転事業者は、各更新改良施設の運転維持管理業務に関し、必要な補修・修繕を行わなければならない。

- 2 前項の各更新改良施設の補修・修繕業務に係る費用は、サービス対価Bのほか運転事業者の負担とする。

(既存施設の補修・修繕業務)

第28条 運転事業者は、既存施設の運転維持管理業務に関し、要求水準書及び事業提案書に従って、市と協議の上、既存施設の修繕予定表を作成し、市に提出し、その承諾を得なければならない。

- 2 運転事業者は、前項に定める修繕予定表に従い、計画修繕を行うものとする。
- 3 運転事業者は、前項の計画修繕のほか、運転維持管理業務の要求水準を維持するために、既存施設に補修・修繕が必要となったとき、又は故障その他の不具合が生じたとき（第6項に定める場合を除く。）には、既存施設の補修・修繕業務を行わなければならない。この場合、1件あたり50万円（消費税及び地方消費税を除く額）を超えるものについては、あらかじめ市の確認を受けなければならない。
- 4 前項による既存施設の補修・修繕業務に係る費用は、運転事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、市の負担とする。
- 5 第3項に基づき実施された既存施設の補修・修繕業務の対価は、第32条に基づく臨機の措置により実施される補修・修繕業務の対価とあわせて、一事業年度あたり5000万円（消費税及び地方消費税を除く額）を上限とするものとする。
- 6 既存施設につき特殊技能や特殊工具を必要としない現場で修理可能な簡易な補修が必要となったときは、運転事業者は自らの費用及び責任により適時にこれを実施しなければならない。

(視察・見学者対応等)

第29条 運転事業者は、要求水準書に従って、運転維持管理対象施設の視察や見学の希望者の対応業務を適切に行うものとする。

- 2 市は、視察・見学の実施に当たり、視察・見学者を指導監督し、視察・施設見学に関するルールを遵守させるものとする。

(地域住民対応等)

第30条 運転事業者は、常に適切な運転維持管理業務を行うことに加え、運転維持管理対象施設周辺地域の清掃活動その他地域で実施される活動などに積極的に取り組むことにより、地域住民の信頼と理解、協力を得るべく努めるものとする。

- 2 運転事業者は、周辺住民から苦情、要望等が寄せられた場合には、適切な一次対応（運転維持管理対象施設での受付、状況確認等、市への取次ぎ・報告などを含むが、それらに限られない。）を執るとともに速やかに市に報告する。

(場所の貸与)

第31条 本契約に別段の定めのある場合を除き、運転維持管理業務の実施に伴い必要となる場所は、運転維持管理期間中、市が運転事業者に無償で貸与する。

- 2 運転事業者は、前項により市が貸与するものの引渡しを受けたときは、速やかに市に借用書を提出しなければならない。
- 3 運転事業者は、第1項の規定に従い市から貸与を受けた場所を、市の事前の書面による承諾を得て、協力企業に使用させることができる。
- 4 運転事業者は、第1項に基づき市から貸与を受けた場所を、善良なる管理者の注意をもって使用し、適切に管理しなければならない。前項の規定に基づき使用する協力企業についても同様とする。
- 5 運転事業者（第3項の規定により使用する協力企業を含む。）の責めに帰すべき事由により市から貸与を受けた場所を滅失又はき損した場合は、運転事業者の費用負担でこれを原状回復しなければならない。

(臨機の措置)

第32条 運転事業者は、運転維持管理業務の履行にあたり、事故（故障、不具合による場合を含む。以下本条において同じ。）若しくは災害等が発生した場合又は事故若しくは災害等が発生するおそれのある場合には、市の指示を受け、又は市と運転事業者が協議して、臨機の措置を執らなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、運転事業者の判断により臨機の措置を執らなければならない。

- 2 運転事業者は、前項ただし書に基づき臨機の措置をした場合には、速やかにその内容を市に報告しなければならない。
- 3 市は、事故防止その他業務上特に必要があると認められる場合には、運転事業者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 市は、回復不可能な損害が発生し、運転維持管理業務に著しい支障が生じる現実かつ客観的なおそれがあると合理的に認めるときは、運転事業者に運転維持管理業務の全部又は一部の停止を命じた上で、当該業務を市が直接実施することができる。この場合において、運転事業者は、市による運転維持管理業務の実施に協力する。
- 5 運転事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、運転事業者による一般的な管理行為に属するものとして当然に対価に含めることが適当でないと認められる部分については、市が当該部分に相当する合理的な費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が運転事業者と協議により定めるものとする。

(市又は運転事業者に発生した損害等)

第33条 本契約に別段の定めがある場合を除き、運転維持管理業務について、市又は運転事業者に増加費用又は損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用及び損害を市が負担する。
- (2) 運転事業者の責めに帰すべき事由による場合は、全て運転事業者が負担する。
- (3) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙5又は別紙6の負担割合に従い、合理的な増加費用及び損害を市及び運転事業者が負担する。
- (4) 前3号にかかわらず、要求水準書に定める原水の水質条件を逸脱する水質の悪化がある場合は、これによって運転事業者に生じた合理的な増加費用及び損害を市が負担する。

(第三者に発生した損害等)

第34条 運転事業者は、運転維持管理期間中、運転維持管理業務の実施により、第三者に損害(運転維持管理業務に伴い通常避けることのできない騒音、振動、光、臭気等の理由により第三者に損害を発生させた場合を含み、第20条の規定により付された保険により補てんされた部分を除く。以下本条において同じ。)を発生させた場合、自己の責任及び費用において、当該第三者に対し、同損害の賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき理由により生じたものについては、市が負担する。

- 2 市は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、運転事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。運転事業者は、市からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

第3節 運転維持管理業務段階におけるモニタリング及び記録・報告

(運転維持管理業務に係る業務履行報告書等の提出)

第35条 運転事業者は、運転維持管理期間中、要求水準書に基づき、運転維持管理対象施設ごとに、運転維持管理業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した市が合理的に満足する様式及び内容の日常業務履行報告書を翌営業日までに、月間業務履行報告書を当該月業務完了から7日以内に、年間業務履行報告書を当該年間業務完了から14日以内に作成して市に提出し、その確認を受けなければならない。

- 2 運転事業者は、運転維持管理期間中、要求水準書に基づき、運転維持管理対象施設ごとに、次の各号に定める報告書等を作成し、当該各号に定める期限までに、市に提出しなければならない。
- (1) 施設機能確認書：3年に1度。調査後30日以内

- (2) 保守点検結果報告書：保守点検終了後 30 日以内
 - (3) 精密点検・試験結果報告書：精密点検・試験終了後 30 日以内
 - (4) 各更新改良施設の補修・修繕結果報告書：補修・修繕後 30 日以内（突発事故に対するものは、補修・修繕後 7 日以内）
 - (5) 既存施設の補修・修繕結果報告書：補修・修繕後 30 日以内（突発事故に対するものは、補修・修繕後 7 日以内）
- 3 運転事業者は、本条に規定するほか、要求水準書に規定される運転維持管理業務に係る各種報告を、市に遅滞なく行うものとする。

（議事録の提出）

第 36 条 運転事業者は、運転維持管理期間中、要求水準書に基づき、運転維持管理業務遂行上必要な諸事項について市と協議等を行った場合、その都度その結果をまとめた議事録を作成し、協議後 3 営業日以内に市に提出しなければならない。

（運転維持管理業務の業務完了検査）

第 37 条 運転事業者は、運転維持管理業務につき各月間及び年間業務を完了したときは、要求水準書に基づき、市による月間業務完了検査及び年間業務完了検査を受けなければならない。

（運転維持管理業務段階におけるモニタリング）

第 38 条 運転事業者は、自らの責任及び費用負担において、運転維持管理業務に関し、別紙 4-1 に定める書類の作成及び提出等を行うとともに、要求水準書及び事業提案書に基づきセルフモニタリング業務を実施し、要求水準を達成していることを確認する。

2 市は、自らの責任及び費用負担において、運転維持管理業務に関し、要求水準を達成していることを確認するため、別紙 4-1 に定めるところによりモニタリングを実施する。

3 運転事業者は、自らの責任及び費用負担において、運転維持管理業務に関し、別紙 4-1 に定める書類の作成及び提出等を行う。

4 市は、第 2 項のモニタリングの結果、運転維持管理業務の遂行状況が要求水準を満足していないか、満たさないおそれがあると判断した場合、別紙 4-1 に定めるところにより、運転事業者に対してその是正勧告を行い、又は受託企業若しくは下請企業（協力企業を含む。）の変更等を請求することができるものとする。当該是正勧告等が行われた場合、運転事業者は、別紙 4-1 の規定に従い市の指示する期間内にそれに対応する改善計画書を作成し、市に対して提出してその承諾を得た上で改善措置をとるものとし、その対応状況を市に対して書面で報告する。

5 本事業の実施の全部又は一部について、市は、モニタリングの実施を理由として何ら責

任を負うものではない。

第3章 対価の支払

(対価の支払)

第39条 市は、運転事業者に対し、運転維持管理業務の対価を、別紙3に定める方法、金額及びスケジュールに従い支払うものとする。

2 市は、本契約に基づいて生じた運転事業者に対する債権債務を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

(対価の改定)

第40条 前条にかかわらず、対価は、別紙3に定めるところに従い改定される。

(対価の減額等)

第41条 市は、第38条に基づきモニタリングを実施し、要求水準を満たしていない事項が存在すると判断した場合、別紙4-1に定めるところに従い、改善勧告又は受託企業若しくは下請企業（協力企業を含む。）の変更等を請求するほか、別紙4-2に定めるところに従い、サービス対価の減額又は支払停止（以下本条において「対価の減額等」という。）を行うことができる。

2 前項による対価の減額等は、運転事業者の債務不履行による市の損害賠償請求を妨げるものではない。また、対価の減額等は業務の不履行による減額であり、損害賠償の予定を定めてこれをサービス対価から減額するものと解してはならない。

第4章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第42条 本契約は、本契約締結日から効力を生じ、運転維持管理業務終了予定日をもって終了する。ただし、運転維持管理業務終了予定日より前に本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。なお、本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。

2 市及び運転事業者は、運転維持管理期間終了の3年前から運転維持管理期間終了後の運転維持管理対象施設の引渡条件等について協議を開始するものとする。運転事業者は

市の要請に応じて、市の検討に必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。

(運転事業者の債務不履行等による契約解除)

第43条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、運転事業者に通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 運転事業者が本事業の運転維持管理業務その他これらに附帯し関連する一切の業務の実施を放棄し、3日間以上にわたりその状態が継続したとき
 - (2) 運転事業者が、破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算その他倒産法制上の手続について運転事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(運転事業者の取締役を含む。)によりその申立てがされたとき。
 - (3) 構成企業のいずれかに、基本契約第8条第1項、第3項各号及び同条第4項各号に掲げる事由が発生したとき。
 - (4) 運転事業者が、第35条の報告書等又は別紙4-1のモニタリング報告書等に重大な虚偽記載を行ったとき。
 - (5) 運転事業者の責めに帰すべき事由により、運転維持管理業務開始予定日から30日が経過しても既存施設の運転維持管理業務が開始されないとき、又は明らかに開始の見込みがないとき。
 - (6) 運転事業者の責めに帰すべき事由により、各更新改良施設に係る運転維持管理業務の開始予定日から30日が経過しても、当該施設に係る運転維持管理業務が開始されないとき、又は明らかに開始の見込みがないとき。
 - (7) 市が別紙4-1に定めるところに従い是正勧告若しくは通知を行い、又は受託企業若しくは下請企業(協力企業を含む。)の変更等を請求した場合に、運転事業者が、改善計画書を市が指定する期間内に提出せず、若しくは市の承諾を得た改善計画書による是正措置を市が指定する期間内にとらないとき。
 - (8) 運転事業者が市の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
 - (9) 第65条の規定に違反してサービス対価に係る債権を譲渡したとき。
 - (10) 運転事業者が、第44条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - (11) 前各号に掲げる場合のほか、運転事業者が本契約に違反し、かつ、市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。
 - (12) 他の事業契約の解除により基本契約第8条第2項に基づき解除されるとき。
- 2 市は、運転事業者の責めに帰すべき事由により、運転事業者が実施する運転維持管理業務の水準が要求水準を満たさない場合、別紙4-1の定めるところに従い、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(市の債務不履行による契約解除)

第44条 運転事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 市が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、運転事業者から催告を受けてから60日間当該遅滞が治癒しないとき
- (2) 市の責めに帰すべき事由により、本契約上の運転事業者の義務の履行が不能となったとき
- (3) 市の責めに帰すべき事由により、市が本契約上の市の重大な義務(金銭債務を除く。)の不履行をし、運転事業者から催促を受けてから90日間当該不履行が治癒しないとき

(市の任意による契約解除)

第45条 市は、市が必要と認める場合には、6か月以上前に運転事業者に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(市の損害賠償請求等)

第46条 市は、運転事業者に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第43条第1項第1号から第12号までの規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 前号のほか、運転事業者が本契約上の債務につき債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、運転事業者は、市の指定する期限までに違約金を支払うものとする。この場合(第43条第1項第3号のうち基本契約第8条第3項各号及び同条第4項各号に掲げる事由が発生したことにより、本契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

- (1) 第43条第1項第1号から第12号までの規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 運転事業者がその債務の履行を拒否し、又は運転事業者の責めに帰すべき事由によって運転事業者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 運転事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 運転事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 運転事業者について再生手続開始の決定があった場合においては、再生債務者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された管財人

- 4 第2項の違約金は、同項各号のいずれかに該当した日（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合には、前各号に掲げる者が本契約を解除した日をいう。）が属する期間に応じて、同項各号該当日が属する事業年度のサービス対価の支払予定額の合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。）の100分の5とする。
- 5 第1項と、第2項から第4項までの各規定は相互に適用を妨げず、重疊的に適用されるものとする。ただし、第2項から第4項までの規定の定めるところに従って運転事業者が違約金を支払ったときは、第1項に基づき請求された市が被った損害額が支払済みの違約金額を上回るときに限り、運転事業者は、その差額を市の請求するところに従って支払えば足りるものとする。
- 6 前各項の定めにかかわらず、市は、本契約及び取引上の社会通念に照らして運転事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、当該請求権を行使することができない。ただし、第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合は、この限りでない。
- 7 運転事業者が共同企業体であり、既に解散されているときは、市は、運転事業者の構成員であった全ての者に対して本条の規定による違約金及び賠償金を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、市に対して連帯して賠償金支払の義務を負う。

（運転事業者の損害賠償請求等）

第47条 運転事業者は、市に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、これにより運転事業者が被った合理的な範囲の損害の賠償を請求することができる。

(1) 第44条又は第45条の規定により本契約が解除されたとき。

(2) 市が本契約上の債務につき債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき（第63条の適用がある場合を除く。）。

- 2 前項の定めにかかわらず、運転事業者は、本契約及び取引上の社会通念に照らして市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、当該請求権を行使することができない。

（運転維持管理業務等に係る解除の効力）

第48条 本契約が解除された場合、運転維持管理業務に関して本契約は将来に向かって終了するものとする。

- 2 市は、本契約が解除された日から10日以内に、運転維持管理対象施設の現況を確認するものとし、当該確認により、運転維持管理対象施設に運転事業者の責めに帰すべき事由

による損傷等が認められるときは、市は、運転事業者に対してその修補を求めることができる。この場合において、運転事業者は、自らの費用で必要な修補を実施した後、速やかにその旨を市に通知しなければならないこととし、市は、当該通知の受領後 10 日以内に当該修補の完了の確認を行わなければならない。

- 3 運転事業者は、本契約の解除後速やかに、市又は市の指定する者に対して、運転維持管理対象施設の運転維持管理が適切に実施できるよう運転維持管理業務に関して必要な事項を説明し、かつ運転維持管理対象施設に関する運転維持管理等に関する記録、要領、運転維持管理マニュアル等、申し送り事項その他資料を提供するほか、必要な引継ぎを行わなければならない。
- 4 運転事業者は、別段の合意のある場合を除き、運転維持管理業務の終了に際し、自らの費用で整備した備品、什器等を撤去しなければならない。
- 5 運転事業者は、第 31 条により市から提供を受けていた場所を運転維持管理業務開始前の原状に復して市に返還しなければならない。ただし、市の承諾を受けた部分についてはこの限りでない。
- 6 前 2 項の場合において、運転事業者が正当な理由なく、相当の期間内に備品、什器等を撤去せず、又は市から提供を受けていた場所を運転維持管理業務開始前の原状に回復しないときは、市は、運転事業者に代わって備品、什器等を処分し、原状回復を行うことができる。この場合において、運転事業者は、市の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、市の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 7 運転事業者は、運転維持管理業務の終了に際し、市から貸与を受けた図書又は備品等がある場合には、当該図書又は備品等を市に返還しなければならない。この場合において、当該図書又は備品等が運転事業者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損した場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 本契約が解除され、第 3 項の規定に従い、市又は市の指定する者が運転維持管理業務の引継ぎを受けた場合、市は、サービス対価の支払残額を、別紙 3 に定める支払方法に準じて分割にて支払う。ただし、運転事業者の責めに帰すべき事由により運転維持管理対象施設が損傷しており、全壊又は損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断され、かつ、市の被る損害額がサービス対価の支払残額を上回る場合には、市は、サービス対価の支払残額の支払期限が到来したものとみなして、かかるサービス対価の支払残額と当該損害額を相殺することにより、サービス対価の支払残額の支払義務を免れることができるものとし、なお、損害あるときは、市はその賠償を運転事業者に請求することができるものとする。
- 9 運転事業者は、別段の合意のある場合を除き、本契約が解除された後、第 3 項の引継ぎが終了するまで、運転維持管理業務を継続しなければならない。

- 1 0 本契約が解除され、第3項の引継ぎ終了後、運転事業者は、運転維持管理業務を終了し、運転維持管理業務に係る費用相当分の未払期間についての第35条に規定する業務履行報告書等その他の報告書を速やかに市に提出し、その確認を受けるものとする。市は、モニタリング計画書に従いモニタリングを行い、必要な場合は運転維持管理業務に係る費用相当分の減額を行った上で、運転事業者の請求に基づき、未払い部分の運転維持管理業務に係る費用相当分を支払うものとする。
- 1 1 本契約解除後、運転事業者は、運転維持管理業務に係る費用が生じた場合は、実際の運転維持管理業務が実施された期間に応じた日割り額を別紙3に定める支払方法に準じて運転事業者を支払うものとする。
- 1 2 運転維持管理業務の一部が解除された場合、「運転維持管理業務」を「当該解除された運転維持管理業務」と読み替えて、第4項ないし第7項、第9項ないし前項を適用する。
- 1 3 運転事業者は、本契約終了後1年を経過する日までに、運転維持管理対象施設に関して運転事業者の運転維持管理業務に起因する性能未達が指摘された場合は、市の請求により自己の費用で改修等必要な対応を行い、運転維持管理対象施設の運転維持管理に支障を来さないようにしなければならない。

(期間満了による契約の終了)

- 第49条 運転事業者は、本契約が期間満了により終了する場合は、運転維持管理対象施設を要求水準書に規定する性能及び条件を満たした上で、運転維持管理対象施設の運転維持管理を市又は市の指定する者に対して適切に引き継がなければならない。
- 2 運転事業者は、運転維持管理業務終了予定日の90日前までに、要求水準書に従い引継ぎのために必要となる業務に関する留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継文書を作成して市に提出する。
- 3 市は、別紙4-1に定めるところに従い、終了時のモニタリングを実施するものとし、運転事業者は、別紙4-1に定めるところに従い、終了時のモニタリングに必要な調査、報告、改善措置その他の業務を行わなければならない。
- 4 本契約が期間満了により終了する場合、前条第3項ないし第7項及び第13項の規定を準用する。この場合、「本契約の解除後速やかに」とあるのは「第49条第2項の引継文書の提出後速やかに」と読み替えるものとする。

(保全義務)

- 第50条 運転事業者は、契約解除の通知の日から第48条又は第49条の規定による運転維持管理業務引継ぎ完了の時まで、運転維持管理対象施設について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(引継書類等の引渡し等)

第51条 運転事業者は、第48条又は第49条の規定による運転維持管理業務引継ぎ完了と同時に、運転維持管理対象施設の運転維持管理等に必要な一切の書類（以下「引継書類等」という。）を市に引き渡さなければならない。

2 市は、本契約に従い引渡しを受けた引継書類等を運転維持管理対象施設の運転維持管理等のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができる。運転事業者は、市による引継書類等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとらなければならない。

第5章 法令変更・不可抗力

(法令変更の場合の通知等)

第52条 運転事業者は、本契約の締結後における法令変更により損害（当該法令変更への対応に要する増加費用を含むが、運転事業者の逸失利益は含まない。以下本条ないし第54条及び別紙5において同じ。）が発生し、又は本契約上の義務の全部若しくは一部の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を市に対して通知する。この場合、運転事業者は、当該法令変更が発生した日以降、当該法令変更により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れるものとし、市は当該履行不能となった義務の履行不能期間に対応する対価の支払を免れる。ただし、運転事業者は、当該法令変更により市に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(法令変更に関する協議及び損害の負担等)

第53条 前条の場合、市及び運転事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、法令変更に対応するため速やかに、本契約又は要求水準書の変更、損害の負担等について協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、当該法令変更の公布日から120日以内に市及び運転事業者が合意に至らない場合、市は当該法令変更に対する合理的な範囲の対応方法を運転事業者に対して通知し、運転事業者は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における損害の負担は、別紙5に定める負担割合によるものとする。

3 法令変更により運転事業者が運転維持管理業務の一部を履行できなかった場合、市は、運転事業者が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額を当該履行できなかった業務に対する対価から減額することができるものとする。

4 市又は運転事業者は、前3項の場合において、対価の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めたときは、相手方当事者に対して対価の減

額等について協議を行うことを求めることができる。

(法令変更による契約の終了)

第54条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、運転事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第48条の規定に従う。

3 第1項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した損害の市と運転事業者の負担割合は、別紙5のとおりとする。

(不可抗力の場合の通知等)

第55条 運転事業者は、不可抗力により、損害(当該不可抗力への対応に要する増加費用を含むが、運転事業者の逸失利益は含まない。以下本条ないし第58条及び別紙6において同じ。)が発生し、又は本契約上の義務の全部又は一部の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を市に対して通知する。この場合、運転事業者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れるものとし、市は当該履行不能となった義務の履行不能期間に対応する対価の支払を免れる。ただし、運転事業者は、当該不可抗力により市に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力に関する協議及び損害の負担等)

第56条 前条の場合、市及び運転事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力に対応するため速やかに、本契約又は要求水準書の変更、損害の負担等について協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から60日以内に市及び運転事業者が合意に至らない場合、市は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を運転事業者に対して通知し、運転事業者は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における損害の負担は、別紙6に定める負担割合によるものとする。

3 不可抗力により運転事業者が運転維持管理業務の一部を履行できなかった場合、市は、運転事業者が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額を当該履行できなかった業務に対する対価から減額することができるものとする。

(不可抗力への対応)

第57条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は各更新

改良施設に重大な損害が発生した場合、運転事業者は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書で求める範囲内で対応を行うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第58条 第56条の規定にかかわらず、不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、運転事業者と協議しなければならない。

2 前項の協議にあたっては、市及び運転事業者は、協議に係る期間を定めることとし、当該協議期間を経過しても協議が調わない場合、又は協議に係る期間が定められず、不可抗力の日から30日を経過しても協議が調わない場合には、市は、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

3 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第48条の規定に従う。

4 第2項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した損害の市と運転事業者の負担割合は、別紙6のとおりとする。

第6章 その他

(条件変更等)

第59条 運転事業者は、本事業の運転維持管理業務その他これらに附随し関連する一切の業務を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知しなければならない。

(1) 要求水準書の誤りがあること。

(2) 既存施設の条件（既存施設の瑕疵等に係る条件を含む。次号において同じ。）について、要求水準書又はその他募集要項等に表示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。

(3) 要求水準書又はその他募集要項等で明示されていない運転維持管理対象施設の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。

2 市は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を運転事業者に通知して、要求水準書の変更を協議しなければならない。

(市の請求による要求水準書の変更)

第60条 市は、本契約の締結後、技術革新、社会状況の大幅な変化等、市及び運転事業者が契約締結時に想定し得なかった状況の変化、その他合理的な理由（ただし、法令等の変

更及び不可抗力を除く。)により要求水準書の変更の必要が生じた場合、又は要求水準書の変更が相当と認められる場合には、その変更を運転事業者に請求することができるものとする。

- 2 運転事業者は、前項の規定による市の請求の通知から10日以内に、その対応可能性、事業日程変更の要否及び費用見込額を市に対し通知し、市と協議を行わなければならない。
- 3 第1項の請求の通知の日から30日を経過しても前項の協議が整わない場合には、市は、要求水準書、事業日程又は対価を変更し、運転事業者に通知することができる。かかる変更により増加費用又は損害が生じた場合には、市がこれを合理的な範囲で負担する。ただし、運転事業者の責めに帰すべき事由により要求水準書の変更がなされる場合又は運転事業者が増加費用若しくは損害の発生を防止する努力を怠った場合は、この限りでない。また、かかる変更により運転事業者に費用の減少が生じるときには、費用の減少について、協議した結果に従い、対価を減額する。
- 4 前項に基づき要求水準書を変更するときは、変更内容に応じ、市が要求水準書を、運転事業者が事業提案書及び本契約に基づき作成した運転維持管理マニュアル等を、それぞれ適切に変更する。

(運転事業者の提案又は請求による要求水準書の変更)

第61条 運転事業者は、要求水準書に定める事項について、技術的若しくは経済的に優れた代替方法その他改良事項(改善ないし効率化する事項を含む。)を発見し、又は発案したときは、市に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書又は事業提案書の変更を提案することができる。かかる場合、市は、運転事業者との協議に応じなければならない。市は、かかる協議が整った場合、必要に応じて要求水準書の変更を行うものとし、この場合の事業期間又は対価の変更については、市及び運転事業者の合意したところによるものとする。

- 2 前項に規定するほか、運転事業者は、本契約の締結後に合理的な必要が生じた場合(ただし、法令等の変更があった場合及び不可抗力による場合を除く。)、要求水準書の変更を市に請求することができる。かかる場合、市は、運転事業者との協議に応じなければならない。市は、かかる協議が整った場合、要求水準書の変更を行うものとし、この場合の対価の変更については、市及び運転事業者の合意したところによるものとする。
- 3 前2項に基づき要求水準書又は事業提案書を変更するときは、市及び運転事業者で協議の上、変更内容に応じ、市が要求水準書を、運転事業者が事業提案書及び本契約に基づき作成した運転維持管理マニュアル等を、それぞれ適切に変更する。
- 4 市は、第1項に規定する運転事業者の提案を受けた場合において、必要があると認められるときは、市及び運転事業者の合意したところに基づき本契約の内容を変更すること

ができる。

(公租公課の負担)

第62条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て運転事業者の負担とする。

(遅延利息)

第63条 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に基づき行うべき相手方への支払を遅延した場合、その支払義務を負う者は、その相手方に対し、当該遅延した金額につき、履行すべき日（以下本条において「履行期日」という。）の翌日から当該金銭債務の支払が完了した日までの期間の日数に応じ、財務大臣の決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を、支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

(秘密保持義務及び個人情報の取扱い)

第64条 市及び運転事業者は、本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市及び運転事業者が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、市及び運転事業者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができる。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 市及び運転事業者につき守秘義務契約を締結した市のアドバイザー業務受託者及び運転事業者の下請企業に開示する場合
- (5) 市が運転維持管理対象施設の運転維持管理に関する業務を運転事業者以外の第三者

に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

- 4 運転事業者は、本契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第43号）及び関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 5 前4項の定めは、市及び運転事業者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

（契約上の地位の譲渡等）

- 第65条 運転事業者は、市の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本事業に関して市との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位若しくは債権又は各更新改良施設の出来形の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保の目的に供する等の一切の処分を行ってはならない。

（管轄裁判所）

- 第66条 本契約に関して発生した全ての紛争は、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義に関する協議）

- 第67条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運転事業者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

（その他）

- 第68条 本契約に定める催告、請求、通知、勧告、報告、申出、勧告、承認、承諾及び解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、市及び運転事業者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。
- 2 本契約の履行に関して市と運転事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 4 本契約の履行に関して市と運転事業者の間で用いる計算単位は、本契約、要求水準書、その他募集要項等又は事業提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
 - 5 本契約の履行に関する期間の定めについては、本契約、要求水準書、その他募集要項等又は事業提案書に特別の定めがある場合を除き、民法及び商法（明治32年法律第48号）

の定めるところによるものとする。

- 6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。
[条項以上]

別紙１ 用語の定義集（五十音順）

- １．「運転維持管理期間」とは、運転維持管理業務開始日から本契約終了日までの期間をいう。
- ２．「運転維持管理業務」とは、運転維持管理対象施設の運転維持管理に関する業務をいい、詳細は要求水準書２．６に規定される業務を個別に、又は総称していう。
- ３．「運転維持管理業務開始日」とは、運転事業者が本契約に従って運転維持管理業務を開始した日をいう。
- ４．「運転維持管理業務開始予定日」とは、運転維持管理業務の開始予定日である令和８年４月１日をいう。
- ５．「運転維持管理業務終了予定日」とは、運転維持管理業務の終了予定日である令和１８年３月３１日をいう。
- ６．「運転維持管理対象施設」とは、本契約、募集要項等及び事業提案書に基づき、運転事業者が運転維持管理業務を行う、大津市内一円の浄水場、配水池、加圧施設、調圧水槽及び電動弁施設をいう。また、更新改良業務による市による部分使用開始後及び完成・引渡し後の真野浄水場（更新改良部分）、並びに、完成・引渡し後の仰木低区配水池（更新改良部分）及び真野低区配水池（更新改良部分）を含む（ただし更新改良業務によって撤去されたものは除く。）ものとする。
- ７．「仰木低区配水池（更新改良部分）」とは、募集要項等及び事業提案書に基づき、仰木低区配水池に関して、建設事業者により更新改良業務が行われる構造物・管路及び設備（更新改良業務の対象外となる設備を除く。）をいい、詳細は要求水準書２．４に規定されるものをいう。
- ８．「各更新改良施設」とは、真野浄水場（更新改良部分）、仰木低区配水池（更新改良部分）及び真野低区配水池（更新改良部分）の構造物・管路及び設備を個別に、又は総称していう。
- ９．「既存施設」とは、運転維持管理期間開始時点における運転維持管理対象施設を個別に、又は総称していう。
- １０．「基本協定」とは、市と本事業の優先交渉権者の構成企業との間で、令和〇年〇月〇日付で締結された真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 基本協定をいう。
- １１．「基本契約」とは、本事業を優先交渉権者に一括で発注するために、市と優先交渉権者の構成企業とが本契約締結日に締結する、真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 基本契約をいう。
- １２．「許認可」とは、許可、認可、承諾、検査、確認、同意、届出その他国又は地方公共団体によるこれらに類似する処分行為をいう。

13. 「建設事業者」とは、市と締結する設計及び建設工事請負契約の当事者となる者で、本事業の更新改良業務を遂行する事を目的として構成企業の〇〇〇〇及び〇〇〇〇により組成された共同企業体をいう。
14. 「更新改良業務」とは、設計及び建設工事請負契約に基づき、建設事業者が行う各更新改良施設の事前調査業務、設計業務、工事業務、その他付帯する業務をいい、詳細は要求水準書2. 2から2. 5までに規定される業務を個別に、又は総称していう。
15. 「構成企業」とは、設計及び建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約の締結当事者（建設事業者及び運転事業者の共同企業体の各構成員を含む。）をいう。
16. 「サービス対価」とは、市が運転事業者に支払う本事業の運転維持管理業務その他これらに附帯し関連する一切の業務の実施に対する対価の総額（サービス対価A、サービス対価B、サービス対価C及びサービス対価Dの総額）をいい、その算定方法及び支払方法は別紙3によるものとする。
17. 「サービス対価A」とは、運転維持管理業務のうち、運転管理に係る業務に対する対価であり、別紙3により算定されるサービス対価Aをいう。
18. 「サービス対価B」とは、運転維持管理業務のうち、各更新改良施設の補修・修繕に係る業務に対する対価であり、別紙3により算定されるサービス対価Bをいう。
19. 「サービス対価C」とは、運転維持管理業務のうち、既存施設の補修・修繕に係る業務のうち計画修繕業務に対する対価であり、別紙3により算定されるサービス対価Cをいう。
20. 「サービス対価D」とは、運転維持管理業務のうち、既存施設の補修・修繕業務のうち計画修繕業務以外の業務並びに災害及び事故対応業務のうち復旧等の対応業務に対する対価であり、別紙3により算定されるサービス対価Dをいう。
21. 「事業期間」とは、令和8年4月1日から第42条に定める本契約期間の終了日までの期間をいう。
22. 「事業契約」とは、本事業に係る基本契約、設計及び建設工事請負契約及び運転維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。
23. 「事業提案書」とは、本事業の応募手続において、優先交渉権者が市に対して提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他優先交渉権者が市に対し、基本協定締結までに提出した一切の書類をいう。
24. 「事業年度」とは、事業期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌暦年の3月31日に終了する1年間をいう（ただし、初年度は、本契約締結日から翌暦年の3月31日までの期間をいう。）。
25. 「協力企業」とは、運転事業者の構成員から運転維持管理業務を受託し又は請け負う者である〇〇〇〇及び〇〇〇〇を個別に、又は総称していう。
26. 「設計及び建設工事請負契約」とは、更新改良業務の実施のために、市と建設事業者

とが本契約締結日に締結する、真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業設計及び建設工事請負契約をいう。

- 27. 「代表企業」とは、構成企業の中から構成企業を代表する者として構成企業が選定した〇〇〇〇をいう
- 28. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書又はその他募集要項等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、通常の予見可能な範囲外のものであって、市及び運転事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- 29. 「法令等」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものをいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等を含む。
- 30. 「法令変更」とは、法令等の新設又は変更をいう。
- 31. 「募集要項等」とは、本事業に関して市が令和7年1月17日に公表した「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 募集要項」（その後の変更を含む。）及び募集要項と一体の資料として市が公表したその他の添付資料（その後の変更を含む。ただし、基本協定書（案）及び事業契約書（案）を除く。）並びにこれらに係る質問回答書をいう。
- 32. 「真野浄水場（更新改良部分）」とは、募集要項等及び事業提案書に基づき、真野浄水場（真野取水場を含む。）に関して、建設事業者により更新改良業務が行われる構造物・管路及び設備（当該更新改良業務の対象外となる設備を除く。）をいい、詳細は要求水準書2. 3に規定されるものをいう。
- 33. 「真野低区配水池（更新改良部分）」とは、募集要項等及び事業提案書に基づき、真野低区配水池に関して、建設事業者により更新改良業務が行われる構造物・管路及び設備（更新改良業務の対象外となる設備を除く。）をいい、詳細は要求水準書2. 5に規定されるものをいう。
- 34. 「優先交渉権者」とは、本事業に関し市が実施した公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選定された〇〇〇〇グループをいう。
- 35. 「要求水準」とは、市が本事業の実施にあたり、要求水準書に基づき運転事業者に履行を求める業務水準をいう。なお、事業提案書に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- 36. 「要求水準書」とは、市が募集要項等と一体の資料として公表した「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 要求水準書」（その後の変更を含む。）及びこれらに係る質問回答書をいう。

別紙２ 運転事業者が加入すべき保険等

※事業提案書に基づき記載するものとする。

本事業に関する保険及びその条件は、次のとおりとする。ただし、次に掲げる各条件は、最小限度の条件であり、運転事業者の判断に基づき、さらに付保範囲の広い内容とすることを妨げるものではない。

１． 運転維持管理業務関係

ア 第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）

付保対象： 運転事業者が行う運転維持管理業務の遂行に伴い第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害の補償

付保期間： 運転維持管理期間

保険金額： 対人１名１億円、１事故１０億円、対物１事故１億円

そ の 他： 受託財物補償特約により、設備の損壊による損害を補償
被保険者に市を含む

イ 施設賠償責任保険及び受託物賠償責任保険

付保対象： 運転維持管理対象施設内における運転維持管理期間中に伴う法律上の賠償責任

付保期間： 運転維持管理期間

保険金額： 対人１名１億円、１事故１０億円、対物１事故１億円

そ の 他： 被保険者に市を含む

２． その他の保険

前記各保険以外に、事業提案書において運転事業者により付保することとされた保険については、原則として事業提案書に定めるところにより付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ市と協議しなければならない。なお、当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを、直ちに市に提出しなければならない。

別紙 3 対価の構成及び支払方法

1. サービス対価の構成

サービス対価は、下表の項目により構成される。

表 サービス対価の構成

サービス対価の種類		対象業務	対象となる費用
サービス対価 A	運転維持管理業務費	運転管理業務、保全管理業務、物品調達業務、その他技術業務、災害及び事故対応業務（復旧等の対応業務以外）、事業終了時の引継ぎ業務	左記業務の費用及び運転管理に関する費用※ （例）共同企業体組成費用、共同企業体運営費用、人件費、公租公課の費用
サービス対価 B	補修・修繕費（各更新改良施設）	各更新改良施設の補修・修繕業務	左記業務の費用
サービス対価 C	計画修繕費（既存施設）	既存施設の補修・修繕業務のうち計画修繕業務	左記業務の費用
サービス対価 D	その他の修繕費等	既存施設の補修・修繕業務のうち計画修繕業務以外の業務並びに災害及び事故対応業務のうち復旧等の対応業務（一事業年度あたり 50,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く額）を上限とする）	左記業務の費用

2. 支払の算定方法及び支払額（以下の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。）

市は、各サービス対価を、毎月、年間の支払額の 12 分の 1 相当額を運転維持管理期間中に計 120 回支払う。

ただし、サービス対価 D については、毎年 3 月に当該年度のその他の修繕費等の実績を確認し、確認の結果、当該年度の実績額が 50,000,000 円に達しない場合、差額を精算するものとする。サービス対価 D の精算については、毎年 3 月のサービス対価（サービス対価 A～D の合計）の支払い金額から、50,000,000 円と当該年度の実績額との差額に相当する金額を減額するものとし、3 月のサービス対価の金額を減額しても精算すべき金額がなおある場合、運転事業者は当該金額を市に支払うものとする。

3. 支払手続

市は、適切な支払請求書を受理した場合において、運転維持管理業務の実施状況が良好であると認めるときは、受理した日から30日以内に当該支払請求書に係るサービス対価を運転事業者に支払うものとする。

なお、サービス対価A～Dについては、運転事業者は市から定期のモニタリングの結果及びサービス対価減額の有無に関する通知を受けるまで、請求書を発行することができないものとする。

4. サービス対価の改定及び変更

- (1) 運転維持管理業務の物価変動に対応して、サービス対価A～Dを改定する。
- (2) 5. 年度別サービス対価の支払予定表を基準に、下表「サービス対価の改定指標区分」に基づきサービス対価A～Dを改定する。改定したサービス対価A～Dは翌年度以降のサービス対価A～Dに反映させる。
- (3) 見直しの周期は1年に1回とし、初年度のサービス対価A～Dについて改定を行う場合は、①令和6年2月1日時点の下表「サービス対価の改定指標区分」（ただし、毎月公表される指標については、基準日に公表されている直近3か月の平均値を用いるものとする。以下、本別紙における、各基準日における下表「サービス対価の改定指標区分」について同じ。）を基にした金額と令和7年12月1日時点の下表「サービス対価の改定指標区分」を元にした金額とを比べてサービス対価A～Dの総額に変動が認められる場合、及び②令和7年12月1日時点の下表「サービス対価の改定指標区分」を元にした金額と請求のあった日における下表「サービス対価の改定指標区分」を元にした金額とを比べてサービス対価A～Dの総額に1000分の15以上の変動が認められる場合に改定を行う。2回目以降については、前回改定時における金額と請求のあった日における下表「サービス対価の改定指標区分」を元にした金額とを比べてサービス対価A～Dの総額に1000分の15以上の変動が認められる場合に改定を行う。ただし、初年度のサービス対価A～Dについて改定を行う場合は、本契約締結の日以降令和8年6月30日までに請求を行うものとする。
- (4) 予期することのできない特別の事情により、運転維持管理期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じた場合や履行期間中に原水の水質の大幅な悪化等により、サービス対価A～Dが著しく不相当となったときは、市又は運転事業者は、(1)～(3)の規定にかかわらず、サービス対価A～Dの変更を請求することができる。
- (5) (4)の場合において、サービス対価A～Dの変更については、市と運転事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、運転事業者に通知する。

- (6) (2) に定めるサービス対価の改定の指標が実態と著しく乖離している場合には、運転事業者は指標の変更を請求、協議を行うことができる。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、市が可否を判断し、運転事業者に通知する。

【改定後の支払額】

各費用について以下の計算式に基づき算定した金額の合計

$$AP_t = AP_x \times (CSP I_{t-1} / CSP I_{x-1})$$

AP_t = t年度の各費用

AP_x = 前回改定年度の各費用

$CSP I_t$ = t年度の「企業向けサービス価格指数」等

$CSP I_x$ = 前回改定年度の「企業向けサービス価格指数」等

なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

表 サービス対価の改定指標区分

費目	工種	種別	サービス対価				改定の指標
			A	B	C	D	
業務原価	直接業務費	運転管理業務費	○				建築保全業務労務単価 (国土交通省) ※労務単価の夜間割増は水道施設維持管理業務委託積算要領を準拠
		保全管理業務費	○				
		その他技術業務費	○				
		修繕補修費 (既存施設)				○	対象外 (指標による改定なし)
		修繕補修費 (更新改良施設)		○			企業向けサービス価格指数 小類別：その他の技術サービス
	直接経費		○	○		○	直接業務費 × 4% (水道施設維持管理業務委託積算要領準拠)

	直接経費 積上	車両借り上げ	○			企業向けサービス価格指数 品目：自動車リース
		ガソリン	○			企業物価指数 品目：ガソリン
	技術経費	運転技術費	○			(運転管理業務費＋保全管理業務費) × 2 5 % (水道施設維持管理業務委託積算要領準拠)
		技術維持向上費	○			(運転管理業務費＋保全管理業務費) × 5 % (水道施設維持管理業務委託積算要領準拠)
	間接業務費		○			(運転管理業務費＋保全管理業務費) × 2 3. 6 % (水道施設維持管理業務委託積算要領準拠)
諸経費			○	○	○	業務原価 × (－2. 5 7 5 6 8 1 o g X + 2 8. 1 3 7) % (X：業務原価 [千円]) (水道施設維持管理業務委託積算要領準拠)
外注委託費等	薬品等 調達費	薬品費	○			企業物価指数 類別：化学製品
		燃料費	○			企業物価指数 品目：ガソリン、軽油
		物品費	○			企業物価指数 総平均
	外注委託費		○			企業向けサービス価格指数 小類別：その他の技術サービス
	計画修繕等				○	企業向けサービス価格指数 小類別：その他の技術サービス

5. 年度別サービス対価の支払予定表

※事業提案書に基づき、契約締結後に記載するものとする。

別紙4—1 モニタリング

1. モニタリング

① 基本的考え方

運転事業者から市に提供されるサービスが、常に要求水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。市は、モニタリングの結果、運転事業者が提供するサービスが要求水準に達していない場合、改善勧告を行い、要求水準を達成するよう求める。状況を改善することができない場合、あるいは、運転事業者が改善勧告に従わない場合、市は、本契約を解除することができる。

② モニタリング計画書の作成

運転事業者は、要求水準書及び事業提案書に従い、市と協議の上、運転事業者が実施するセルフモニタリングの実施体制、実施内容、実施手順、実施頻度、実施結果の活用方法等を記載したモニタリング計画書を作成して市に提出し、その承諾を得るものとする。

モニタリング計画書は、運転維持管理業務開始予定日の14日前まで（各更新対象施設については、各更新対象施設の運転維持管理業務開始予定日の14日前までに作成して市に提出し、その承諾を得るものとする。

③ モニタリング費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担し、運転事業者が自ら実施するモニタリング及び報告書類作成等に係る費用は、運転事業者の負担とする。

なお、運転事業者は、市が実施するモニタリングに協力するものとし、その費用は運転事業者の負担とする。

2. モニタリングの種類と方法

市は、運転維持管理業務に関してモニタリングを行い、当該業務が要求水準を達成することが可能かを確認する。

① 業務開始前のモニタリング

運転事業者が提出する下表の書類に関して、本事業の実施体制・計画が要求水準等の内容を達成することが可能か、提案書の内容が実現可能かの観点から、運転事業者が提出する各書類の内容を確認する。

対象	モニタリング方法	対象書類の概要、 運転事業者による対象書類の提出期限
業務履行計画書	業務開始時に左記書類の確認を行う	業務履行計画書とは事業期間中の運転維持管理業務の全体計画を記載したものであり、運転事業者が運転維持管理業務開始予定日の３０日前までに市に提出する。 <記載内容> (１) 業務概要（管理の基本方針を含む。） (２) 業務実施体制（緊急時の体制を含む。） (３) 主たる業務の実施計画（工程）の概要 (４) 水質管理に関する計画 (５) 各種点検（機械・電気設備の点検含む。）に関する計画 (６) モニタリング・検査に関する計画 (７) 安全対策、衛生管理に関する計画 (８) 教育、訓練に関する計画 (９) 各種報告書様式 (１０) その他必要な計画
中期業務履行計画書	業務開始時及び中期事業期間開始時に左記書類の確認を行う	中期業務履行計画書とは、中期事業期間中の運転維持管理業務計画を記載したものであり、運転事業者が各中期事業期間の開始する日の３０日前までに提出する。 <記載内容> 記載項目は業務履行計画書と基本的に同様であるが、運転維持管理の履行を通して得た知識・技術等とともに最新技術等を反映して、中期事業期間の業務履行の方針を具体的に示す。
年間業務実施計画書	年度開始時に左記書類の確認を行う。	年間業務実施計画書とは、当該事業年度に係る運転維持管理業務の年間計画を記載したものであり、運転事業者が各事業年度の開始する日の１４日前まで（初年度は３０日前まで）に提出する <記載内容> (１) 業務計画

対象	モニタリング方法	対象書類の概要、 運転事業者による対象書類の提出期限
		(年間業務工程表(運転監視操作業務・保守点検業務)、労務工程表) (2) 業務方法 (業務方法・要領及び運転指標、保守点検業務基準(周期、項目等)) (3) 安全衛生管理 (対策、計画、研修計画、組織) (4) 保全・保安全管理・安全パトロール等 (内容及び実施予定) (5) 水質監視業務 (業務実施方法、検査体制) (6) モニタリング・検査 (モニタリング・検査体制、方法、頻度) (7) その他必要事項
月間業務実施計画書	月業務開始時に左記書類の確認を行う。	月間業務実施計画書とは、毎月の運転維持管理業務の計画を記載したものであり、運転事業者が月業務開始の7日前までに提出する。 記載項目は年間業務実施計画書と基本的に同様であるが、月毎の運転管理に影響する水質等の要因や保安全管理予定等を踏まえ、当月の業務実施の方針を具体的に示す。

②業務期間中のモニタリング

市と運転事業者が行うモニタリングの種類は、下表のとおり3種類とする。ただし、市が運転事業者に対して行うモニタリングの方法についての詳細は、運転事業者によるサービスの提供の方法に依存するため、本契約の締結後に運転事業者が作成し市が承諾するモニタリング計画書において定める。

<モニタリングの種類と方法>

種類	市の行う業務	運転事業者の行う業務
①日常モニタリング(セルフモニタリング)	要求水準書に定める水質基準を満たさない場合や給水に支障を来す場合に、業務日	- 毎営業日、自らの責任により日常モニタリングを行う。 - モニタリング結果に基づき、日報を毎日

種類	市の行う業務	運転事業者の行う業務
グ)	誌及び業務水準の確認を行う。	作成・報告する。 - 作成した日報及び報告事項をとりまとめ、毎月1回、モニタリング報告書を作成し、市に提出する（②定期モニタリング参照）。ただし、市の求めがあった場合には、適宜、日報等を提出する。 - 要求水準書に定める水質基準を満たさない場合や給水に支障を来す場合など、本事業の運営やサービスの提供に大きな影響を及ぼすと判断される事象が生じた場合には、直ちに市に報告し、市の求めに応じて日報等を提出する。
②定期モニタリング	- 運転事業者が提出するモニタリング報告書及び月間業務履行報告書に基づき、定期モニタリングを行う。 - 運転事業者が作成し提出したモニタリング報告書の内容を確認するとともに、施設を巡回し、事前の協議により定めたモニタリング項目に従って、各業務の遂行状況を確認・評価する。	- 毎月1回、モニタリング会議までにモニタリング報告書及び月間業務履行報告書を作成し、市に提出、報告する。 - 市がモニタリングを実施するに際し、最大限の協力を行う。 - 運転事業者が提出した業務履行計画書等及び業務実施計画書等との比較表の作成など、計画の達成状況が分かるよう作成を行う。 - 定期モニタリングのうち7月に実施するものについては、年度業務履行報告書を提出資料に含むものとする。 - その他事業の進捗に応じて必要な書類を添付するものとする。
③随時モニタリング	必要性が認められるときには、随時モニタリングを実施する。施設巡回、業務監視等を行い、運転事業者の業務実施状況を確認する。	左記の事項の確認にあたり、市に対して最大限の協力を行う。

なお、業務現場への立ち入り検査に際しては、本契約に別段の定めがある場合を除き、市は事前に運転事業者へ実施日時を通知し、運転事業者は合理的な理由がない限り、市が通知する実施日時における立ち入り検査に最大限協力する。

原則として、市は、定期モニタリングについてはモニタリング報告書を受領してから3週間以内に行い、運転事業者へ結果を通知する。随時モニタリングについては、モニタリングの完了から3週間以内に、市は運転事業者へ結果を通知する。

なお、それぞれの具体的な期限等については、運転事業者が作成し、市の承諾を受けるモニタリング計画書によって決定する。

3. モニタリング結果の分類

① 運転維持管理業務の不履行又は不完全履行

運転維持管理業務が要求水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、認定レベルを認定し、運転事業者に通知するとともに、市と運転事業者は是正に向けた協議を開始する。

認定レベル	事象
レベル 1	要求水準書に定める基準を上回るが、事業提案書に定める水準を達成できない場合 本契約に規定する手続等につき下記に示す軽微な違反等の場合 ・ 提出書類の不備 ・ 関係者への連絡不備
レベル 2	要求水準書に定める基準の未達となる場合（レベル 3 に該当する場合を除く。） 水道利用者への対応不備
レベル 3	要求水準書に定める基準の未達となる場合のうち以下の場合 ・ 運転事業者の責により、要求水準書に定める水質基準が達成できない場合 ・ 運転事業者の責により、要求水準書に定める水圧、水量が達成できず市民への給水に支障を及ぼした場合 ・ 運転事業者の責により、違法行為・人身事故等が発生した場合

② 是正勧告に対する運転事業者の対応

運転事業者は、速やかに、当該不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書（以下「改善計画書」という。）を市に提出して市の承諾を得た上で、速やかに改善措置をとるものとし、改善を実行する期日後速やかに、その対応状況を市に書面で報告する。

ただし、市は、改善計画書の提出及び改善を実行する期日を、是正勧告及び改善計画書の内容に応じて早め、又は遅らせることができる。

なお、市は、改善を実行する期日後、業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認し、改善がなされていないと判断した場合、運転事業者に対して再度の是正勧告を行うことができ、これによっても改善が見込まれないとき、あるいは要求水準の達成が不可能と判断されたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

③ 受託企業又は下請企業（協力企業を含む。）の変更

市は、運転事業者が行う運転維持管理業務について、市の是正勧告及び運転事業者が作成する改善計画書の実行期日を超えても、改善が確認できなかった場合は、受託企業又は下請企業（協力企業を含む。）の変更を請求することができる。

なお、サービスの対価A～Dの支払対象期間の途中に受託企業又は下請企業（協力企業を含む。）を変更した場合であっても、当該期間中の減額ポイントの計上は継続し、合計した減額ポイントに応じて支払の減額又は留保の措置を行う。

4. 事業期間終了時

① 基本的考え方

市は、事業期間の終了時において、その後自ら又は自らが指定する第三者が運転維持管理業務を実施していくにあたり、要求水準書及び事業提案書に示す機能を達成しているか否かのモニタリングを行い、確認を行う。

② モニタリング対象とモニタリング方法

運転事業者は、事業期間終了に際しては、運転維持管理対象施設の改修、又は更新の必要性を検討し、必要に応じて改修又は更新を行う。また、事業期間終了後の改修、又は更新の必要性等について調査し、市に報告するものとする。

市は、運転事業者に対し、事業終了時の3か月前に事前に通知を行い、終了時のモニタリングを実施する。

市は、要求水準書及び事業提案書並びに更新改良業務により作成された各更新改良施設の設計図書等の関係図書をもとに、運転維持管理対象施設の機能が要求水準を達成しているか否かのモニタリングを行うものとし、原則として、要求水準書に記載されている全ての事項について行うこととする。

③ 要求水準未達成の場合の措置

市は、モニタリング後、その内容を運転事業者に通知し、要求水準を達成していないと判断した内容について必要な改善勧告を行う。運転事業者は、改善勧告に従い必要な改善措置を実施し、定められた期限までに市の確認を受ける。改善の確認が得られない場合、

市は再度改善勧告を行い、運転事業者はこれに対応する。

事業終了時まで改善が確認されない場合、市は運転事業者に、自らが改善を行う場合に想定される適切な費用の限度で、当期のサービス対価から減額を行い、それでも不足する場合は、別途、運転事業者に請求を行う。

④ モニタリングの体制

市が、確認等のモニタリングを運転事業者の立会いのもと実施する。

別紙 4—2 サービス対価の減額

市は、運転事業者には是正勧告を行った場合、以下のとおり減額ポイントを計上する。計上された減額ポイントを加算し、毎月の減額ポイントが一定値に達した場合には、運転事業者を支払うサービス対価の減額を行う。ただし、不履行が市の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、減額ポイントを計上しない。

(1) 減額ポイント

維持管理業務については、「別紙 4—1」の認定レベルに基づき、以下の基準に記載のポイントが減額ポイントとして適用する。

認定レベル	違反行為の確認	是正勧告後、改善が認められないと判断した場合※
1	2	4
2	3	6
3	5	10

※ 同一の事象に対し、2回目の是正勧告の場合は上記の減額ポイントの2倍、3回目の是正勧告の場合は上記の減額ポイントの3倍を加算し、その後も同様に是正勧告の回数で乗じた減額ポイントを加算する。

(2) 減額ポイントに応じた減額

サービス対価の支払に際しては、当該月の加算減額ポイントの合計を計算し、次の計算式及び表に従って、サービス対価の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には当該支払期日の支払額を運転事業者へ通知する。当該月に加算された減額ポイントは、当該月末の日から1年間持ち越されるものとする。ただし、当該月において減額を行った場合には、次の期間に持ち越されないものとする。運転事業者は、減額について異議がある場合には、市に対し書面にて申し立てることができる。減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間のサービス対価の支払が行われている場合には、算定された減額分を次期のサービス対価より差し引く。

減額金額＝（当該月のサービス対価A）×減額率

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	0％にて固定	0％
5ポイント以上 10ポイント未満	5ポイントで減額率0.5％。さらに5ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率0.5％増加	0.5％～2.5％
10ポイント以上 30ポイント未満	10ポイントで減額率3％。さらに10ポイントを超えて、1ポイント増えるごとに減額率1％増加	3％～22％
30ポイント以上 40ポイント未満	30ポイントで減額率23％。さらに30ポイントを超えて、1ポイント増えるごとに減額率1.5％増加	23％～36.5％
40ポイント以上	40％にて固定	40％（さらに、当該月分のサービス対価の支払停止※）

※ 支払停止の措置が発生した場合、翌月以降で初めて月の合計減額ポイントが20ポイント以下となった月分のサービス対価に、支払停止措置が発生した月の減額措置後のサービス対価を加算して支払う。

（3）合計減額ポイントの連続発生に伴う支払停止

2か月連続して合計減額ポイントが21以上となった場合の措置

- ① 市は、上記（2）に掲げるサービス対価減額の措置に加え、当該連続する2か月目の月のサービス対価の運転事業者に対する支払を停止する。
- ② ①で支払が停止された後、翌月以降で初めて月の合計減額ポイントが20ポイント以下となった期に、当該月分のサービス対価を支払う。
さらに、支払停止措置により支払が停止された月の減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

別紙５ 法令変更による損害等の負担割合

- １．本事業に直接関係する法令等の新設又は変更の場合
市が１００％負担
- ２．消費税の税率の変更の場合
市が１００％負担
- ３．法人事業税及び法人住民税等の収益関係税の新設又は変更の場合
運転事業者が１００％負担
- ４．上記以外の法令等又は税制の変更若しくは新設の場合
運転事業者が１００％負担

別紙6 不可抗力による損害等の負担割合

運転維持管理期間中に不可抗力が生じ、運転維持管理業務に関して運転事業者に損害が発生した場合、合理的な範囲における損害に関しては、事業年度ごとに累計し、当該不可抗力が生じた日が属する事業年度のサービス対価A、サービス対価B、サービス対価C及びサービス対価Dの支払予定額（別紙3の6. 年度別サービス対価の支払予定表に定める金額とする。）合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。以下本号において「運転維持管理の不可抗力負担基準額」という。）の100分の1に至る金額までは運転事業者が負担し、これを超える金額については、市が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち運転維持管理の不可抗力負担基準額の100分の1を超える部分は市の負担部分から控除する。